

令和7年度えひめ南予移住イベント企画運営業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度
えひめ南予移住イベント企画運営業務

2 業務期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

3 業務目的

人口減少が進む愛媛県南予地域への子育て世帯や若年者等の移住促進と南予移住のイメージアップを図ることを目的に、愛媛県、南予9市町（宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町）や関係機関が連携して「えひめ南予子育て移住促進協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、持続的な移住者増加に取り組むこととしている。

本業務では、愛媛県が実施するプロモーションと連動した対面式の移住イベントを開催することで首都圏在住の子育て世帯に対して、南予地域の移住地としての認知度拡大と移住促進を図ることを目的とする。

4 本業務のターゲット

首都圏在住の子育て世帯で、地方移住への興味・関心を有する層をターゲットとする。

5 委託業務の内容

具体的な実施内容については、企画提案のあった内容を基に協議会と協議の上、決定するものとする。

(1) 移住イベントの開催

①開催場所・時期

首都圏にある150名以上が参加可能なイベントスペースを提案すること。

開催時期は8月～11月を想定しているが、具体的な開催時期は県及び9市町と調整のうえ、決定すること。

②内容

原則として、次のア～エに掲げる内容を盛り込むこと。ただし、ほかに事業効果を高めるものがあれば、その効果を妨げるものではない。

ア 南予移住の魅力紹介

県が実施する南予プロモーション事業と連携した著名人や南予9市町で子育てしながら（または子育て環境を動機に）暮らす先輩移住者等（以下「先輩移住者」という。）を招へいして、南予の暮らしや子育て環境、移住体験ツアー等を紹介し、移住地としての魅力を発信すること。

イ 先輩移住者等との交流機会の提供

交流スペースを設置し、先輩移住者や自治体職員等との交流機会の提供を行うこと。

ウ 個別移住相談の実施

移住ニーズに応える相談ブースを設置し、各市町や協議会事業への誘導を図るなど、移住行動を喚起すること。

9 市町移住コーディネーター等との個別相談ブースを設置し、必要に応じて南予移住マネージャーと相談する機会を設けること。

エ 子ども向けワークショップ等の実施

南予の魅力が訴求できる子ども向けのワークショップや遊具の設置を行うこと。

オ 託児付きキッズスペースの設置

参加者が利用できる託児所付きキッズスペースを設置すること。

カ 南予の食の提供を行うこと。

南予をより身近に感じてもらうため、南予の食を提供すること。

キ イベントをLIVE 配信するとともに、後日オンデマンド配信ができるよう映像を提供すること。

ク 参加者に対してイベント終了後も移住フェア等の案内をするための個人情報を取得すること。

③成果目標

イベントへの参加者数は150名以上の集客を目標とし、目標の達成に向けた集客プロモーションを図るとともに、別途委託するえひめ南予子育て移住促進協議会事業誘導プロモーション業務の受託者と連携すること。

6 業務計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について委託者と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成して委託者に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、委託者の検査を受けること。
- (3) 委託者は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 委託者は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 再委託等の禁止

受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者が承諾した場合はこの限りではない。

8 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、委託者に帰属する。

(2) 秘密保持

ア 本業務に関し、受託者から委託者に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。

イ 本業務に関し、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。

ウ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9 著作権等

- ・ 成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定めるすべての権利を含む。）は愛媛県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、愛媛県の承諾を受けなければならない。
- ・ 愛媛県は成果物を公表することができる。この本県の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。
- ・ 受託者は、愛媛県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- ・ 委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料等の著作権は本県に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、本県はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- ・ 成果物及び委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料に、受託者が従前より保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、受託者に留保されるが、本県は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
- ・ 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・ 成果品の二次利用に関しては協議会と協議の上、決定するものとする。

10 個人情報の保護

受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

11 その他

- ・ 業務の実施に当たっては、内容に疑義が生じる場合は、協議会事務局と必要な調整を行い、双方了解のもとに決定することとし、愛媛県や南予 9 市町が取り組む移住促進施策など関連する他事業とも緊密な連携を図り、相乗効果が得られる事業展開とすること。
- ・ 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。